

宿泊施設向け 外国人材 雇入ガイド



一般社団法人 宿泊業技能試験センター

目次

1.	「外国人を雇う」とは。	2
2.	働くためには「在留資格」が必要	3
3.	業務内容により、「別々の分野」で雇い入れる必要あり	4
4.	技人国を雇うのは法律に違反してるの？	5
5.	ではどのビザが良いのか	6
6.	特定技能外国人と出会う方法	7
7.	マッチング会について	8
8.	オンライン面談の方法	9
9.	情報をアップデートしてまいります。	10

1. 「外国人を雇う」とは。

宿泊業界にとって「人手不足」は今後より一層深刻になってくると思われます。

- 「ハローワークに掲載していても応募がない」
- 「派遣を頼もうとしても派遣スタッフも人手不足で派遣してもらえない」
- 「新卒を募集しても応募人員が少ない」
- 「少しずつIT化して人員削減の対策をしているが、やはり『人』が必要だ」
- 「スタッフが足りないから客室を100%稼働できない」

多くの宿泊施設様でこのような状況があるのではないのでしょうか。

なんとか日本人を雇い入れたり、IT化を試みたりしながら対策されていることと存じます。

しかし、それでもサービスする『人』が足らなくて困っている、という宿泊施設様にもう一つの方法として【外国人材】をご案内いたします。

- 「外国人ってすごくお金がかかるんでしょ」
- 「外国人ってすぐに辞めたりするんじゃないの」
- 「地方には外国人は来てくれないでしょ」
- 「外国人を雇うと言っても、そもそもどうやって募集していいかわからない」

こういった印象をお持ちの方も多いと思いますし、すでに外国人材を雇い入れた経験のある施設様もいらっしゃいます。外国人材初心者📖の方はもちろん、知識のある方にも最新情報をお伝えしたいと思いますので、よろしければ最後まで御覧ください。

なお、ご質問がございましたら遠慮なくお問い合わせ下さい。

一般社団法人 宿泊業技能試験センター

電 話: 03-6265-4641 メール: support@caipt.or.jp

2. 働くためには「在留資格」が必要

外国人が日本国内で働くためには在留資格が必要です。

在留資格がなかったり、持っている在留資格で定められている範囲以外の仕事に従事させると入管から指摘されます。誤った在留資格で就労させると書類送検される可能性もありますが、正しく就労させていれば問題ありません。

とても多くの在留資格があるため混乱されることもあると思いますが、この冊子では「宿泊業で就労できる在留資格」を中心になるべくわかりやすく説明いたします。正しく就労させる、ということも説明いたしますのでご安心下さい。

在留資格	在留期間	補足事項
特定技能1号	5年間	2019年4月から制定
特定技能2号	無期限	宿泊業は現時点で未登録。今後登録に向けて準備中。
技術人文知識国際	無期限	技人国や高度人材という場合もあり
技能実習1号 (初級)	1年間	
技能実習2号 (専門級)	2年間	技能実習1号(初級)の修了試験に合格した場合

- その他にも「[インターンシップ](#)」「[留学生のアルバイト](#)」等がありますが、これらは短期間であり、就労時間の制限が厳しいため就労には不向きですので、上記の就労ビザでご対応いただいたほうが得策です。

2019年3月までは宿泊業において就労できる在留資格は明確に定められておりませんでした。

それまでは「技術人文知識国際(以下、「技人国」)」で就労させる場合が多く、現状でも技人国を雇い入れている施設様も多いと思います。しかし、技人国はあくまでも「通訳のみ」可能な在留資格であり、慢性的にその他の業務に従事させることは違反となります。

2019年4月から制定された「[特定技能1号](#)」や2020年2月から職種追加された「[技能実習](#)」での雇い入れ・実習がおすすめです。

「技人国」は通訳のみなので、特定技能1号または技能実習がベター

3. 業務内容により、「別々の分野」で雇い入れる必要あり

ここが面倒ですが、とても重要です。

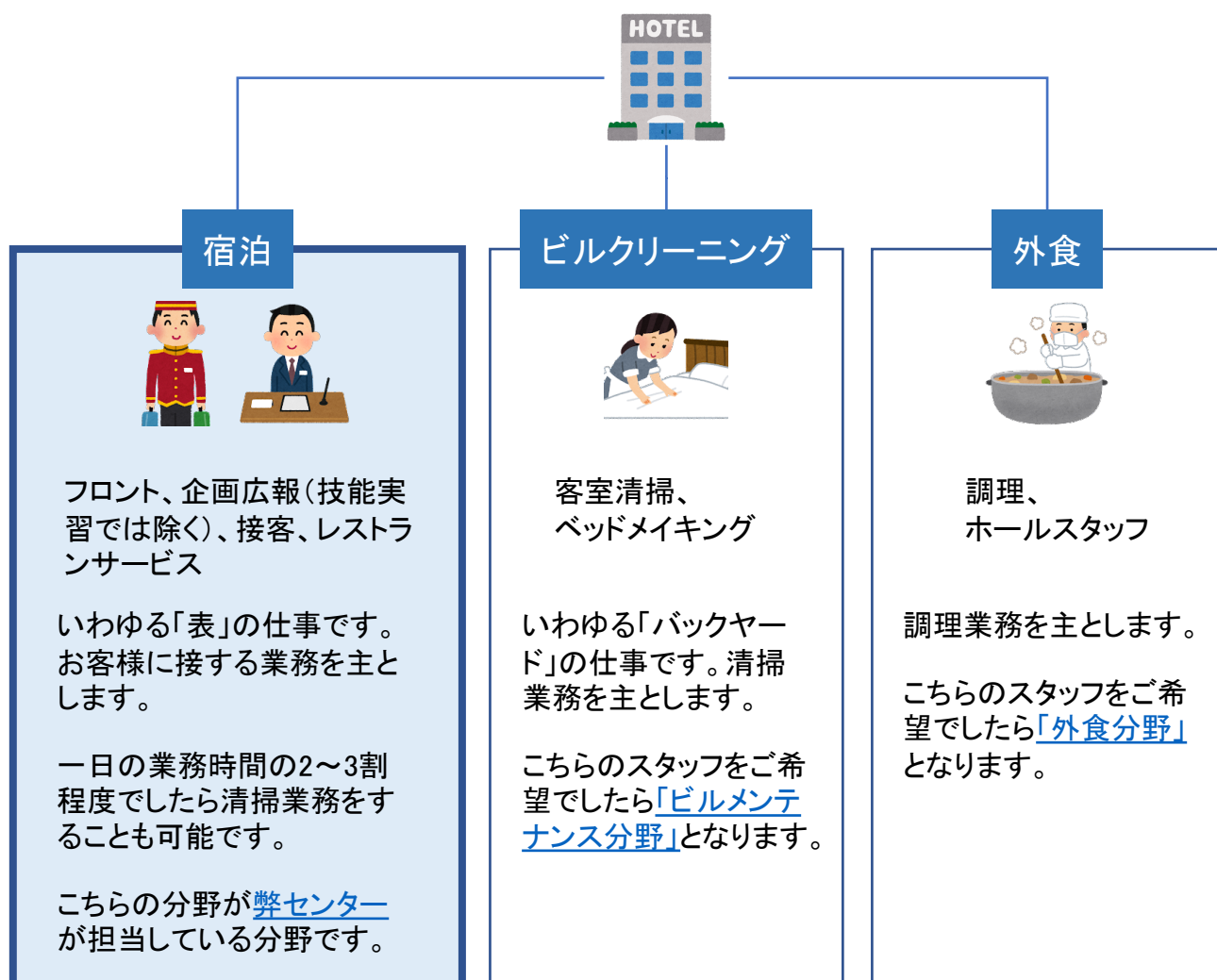
宿泊業で就労するための在留資格が数種類存在することはご理解いただけたと思います。さらにもうひとつ重要なポイントがございます。

それは「各在留資格には様々な『分野』で区切られている」という点です。

宿泊施設内の業務だから宿泊分野の在留資格があればなんでも就労させても良いんでしょ

というご意見を頂戴しますが、何でも就労させていいことにはならないんです。同じ施設内の業務なのになぜ？という疑問もあろうかと思いますが、各分野の「領域」内で就労させること、とされておりますのでご了承下さい。

宿泊施設内の就労においてはおおまかに「宿泊」「ビルクリーニング」「外食」の分野で分けられます。下記にまとめておりますのでご確認ください。



※技人国は上記のどれにも属さない「通訳のみ」という業務です。

同一施設内にも関わらず、業務内容によって分野が区切られる

4. 技人国を雇うのは法律に違反してるの？

そうではありません。

雇うこと自体が違反しているわけではなく「就労方法」を誤ると違法になる、ということです。

2019年3月までは宿泊業において就労ビザは技人国しか選択肢がありませんでした（インターンシップなど、短期的なものは除く）。ですので、各宿泊施設様では技人国スタッフを多く雇い入れてらしたと思います。現在でも多くの施設様で雇ってらっしゃいます。

正しい就労方法とは『通訳のみ』ということです。

ある日の業務で、チェックイン時はフロントで対応し、次は布団敷き、ホールスタッフもやってから皿洗い。次の日はチェックアウト業務をしてからベッドメイキング、といった就労をさせているのであれば『完全にアウト』です。

2019年から施行された特定技能の登場によりさらに厳しくなっており、ある大手食料品メーカーが書類送検され報道でも大きく取り上げられました。この食料品メーカーでは過去数年に渡り多くの技人国スタッフに調理業務をさせていたため、悪質と認定されたようですが、今後各分野においても厳しくなってくると思われます。コンプライアンスの面からしても誤った就労方法は避けて頂きたいと思います。

日本語学校等から技人国スタッフを紹介される場合もあるかと存じます。優秀な人材かもしれませんが、通訳以外での就労をご希望でしたらその紹介は断って下さい。

通訳以外の業務スタッフが必要な場合は次頁以降でご説明いたします。

また、現在技人国スタッフをマルチタスクで就労させている宿泊施設様がいらっしゃいましたらぜひとも「特定技能」に在留資格を変更するよう労使でご相談頂きたいと存じます。外国人が「技人国のほうが無期限で日本で就労できるから変えたくない」と言い張っても、通訳以外の業務をしてもらうのであれば「特定技能にチェンジ」しなければなりません。これは絶対条件です。

現時点では宿泊の特定技能は1号しかなく、5年間の就労期限がありますが、近い将来、在留期限が無制限となる特定技能2号を認定してもらうように準備を進めております。まずはマルチタスク可能な特定技能1号に変更しておき、特定技能2号がスタートした際には2号に変更する、という流れを理解してもらうしかありません。技人国のままマルチタスクで就労させていた場合、企業側にペナルティーが課せられます。

特定技能が始まるまでは見逃してくれていた技人国でのマルチタスクですが、特定技能がスタートしてからはそうはいかなくなりました。新たな法律のもとで正しい就労を勧めて頂ければ幸いです。

技人国自体は違法ではない。通訳以外の業務をさせるのは「アウト」

5. ではどのビザが良いのか

今後の主となる2つの在留資格について説明します。

特定技能		技能実習
種類		
1号と2号があります。 1号は5年間就労可能。5年間の間であれば転職も可能。家族の帯同は不可。 2号は就労期間無制限。家族の帯同も可能。ただし、現時点では宿泊の2号はありません。		1号と2号があります。 1号は初級とも言い、一年間実習可能です。1号の修了試験に合格すると2号に進級できます。 2号は専門級とも言い、さらに二年間実習可能です。 この合計三年間は転職不可。
取得方法		
外国人は特定技能測定試験に合格した後、各宿泊施設の就職面接に合格すればその施設に就職することが出来ます。		<u>限られた国</u> からのみ受け入れることが可能です。入国する際は試験は不要ですが、監理団体との契約が必ず必要です。
日本語能力		
特定技能の在留資格を得るためには「N4以上」という日本語試験に合格する必要があります。加えて、宿泊の特定技能測定試験では日本語のヒアリングとスピーキングの実技試験があり、それに合格しておりますのでN3程度の日本語レベルです。	>	実習がスタートする前は母国の日本語学校等で日本語をある程度勉強していますが、基本的な挨拶ができる程度の日本語レベルです。実習をしながら日本語も習得していくことになります。
費用		
中間業者が入るか入らないかで大きく異なります。特定技能は外国人自ら応募することが可能ですので、その場合は紹介料は無料です。中間業者への紹介料は10万円～30万円と言われております。 入管への手続を行政書士に依頼する場合20万円程度かかるようです。	<	母国の送り出し機関＋日本国内の監理団体＋本人の渡航費等の初期費用としておおむね「100万円程度」かかると言われております。さらに毎月の管理料として3～5万円かかります。

☆特定技能→日本語能力が高い、トータルコストも安くできる方法あり。

☆技能実習→三年間転職の心配なく実習してくれる。日本語レベルは低い。

6. 特定技能外国人と出会う方法

最初に申し上げます。
「みなさん、大変損をしてらっしゃいます。」

弊センターは世界中で唯一「宿泊業特定技能試験合格者全員(2022年2月末現在で3,417名)のデータ」を持っており、その全員に直接連絡できる法人です。
下記の「宿泊4団体の無料求人サイト(以下「求人サイト」)」を合格者全員に定期的にメールで案内しており、多くの合格者が求人サイトを見て直接宿泊施設に連絡できる、という仕組みです。

しかし現時点で求人サイトに掲載している宿泊施設は「89軒(重複含む)」のみです。宿泊4団体には約15,000施設以上のホテル旅館が加盟している中でこの掲載軒数は少しさみしい気がします。外国人材を本当に必要としている宿泊施設はもっといらっしゃるのではないのでしょうか。

弊センターでは宿泊施設様がより低コストでより多くの外国人と出会うことができ、より良い人材とのマッチングを願っております。
無料で掲載でき、無料でマッチングできる可能性も高く、全合格者との繋がりを持てる折角のチャンスを見逃してらっしゃいます。

各人材紹介会社から紹介されるスタッフも大変優秀かと思いますが、紹介される「母数」が少ないと思います。多くの外国人の中から「これは！」という人に出会って頂く確率が高まる「宿泊4団体求人サイト」への掲載をお勧めいたします。

	費用	紹介できる外国人の人数	センターからの案内
宿泊4団体の無料求人サイトへの掲載	掲載無料	3,000名以上	センターから全合格者へメールで案内
マッチング会の開催	会場費は実費	3,000名以上	センターから全合格者へメールで案内(条件あり)
オンラインマッチング会の開催	無料～	3,000名以上	
各人材紹介会社等からの紹介	紹介料10万円以上	数人～数十人	不可

求人サイトへの掲載については各本部にお問い合わせ下さい。

- ・ [日本ホテル協会](#) 電話: 03-3279-2706
- ・ [全日本ホテル連盟](#) 電話: 03-3527-1539
- ・ [全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会](#) 電話: 03-6263-4428
- ・ [日本旅館協会](#) 電話: 03-5215-7337

最も安く最も多くの外国人材と出会える「求人サイトへの掲載はマスト」

7. マッチング会について

2022年2月末現在で3,417名の特定技能合格者がおりますが、その中で就職しているのはわずか300名弱です。残りの3,000名以上はまだ宿泊施設への就職が決まっていない方々です。

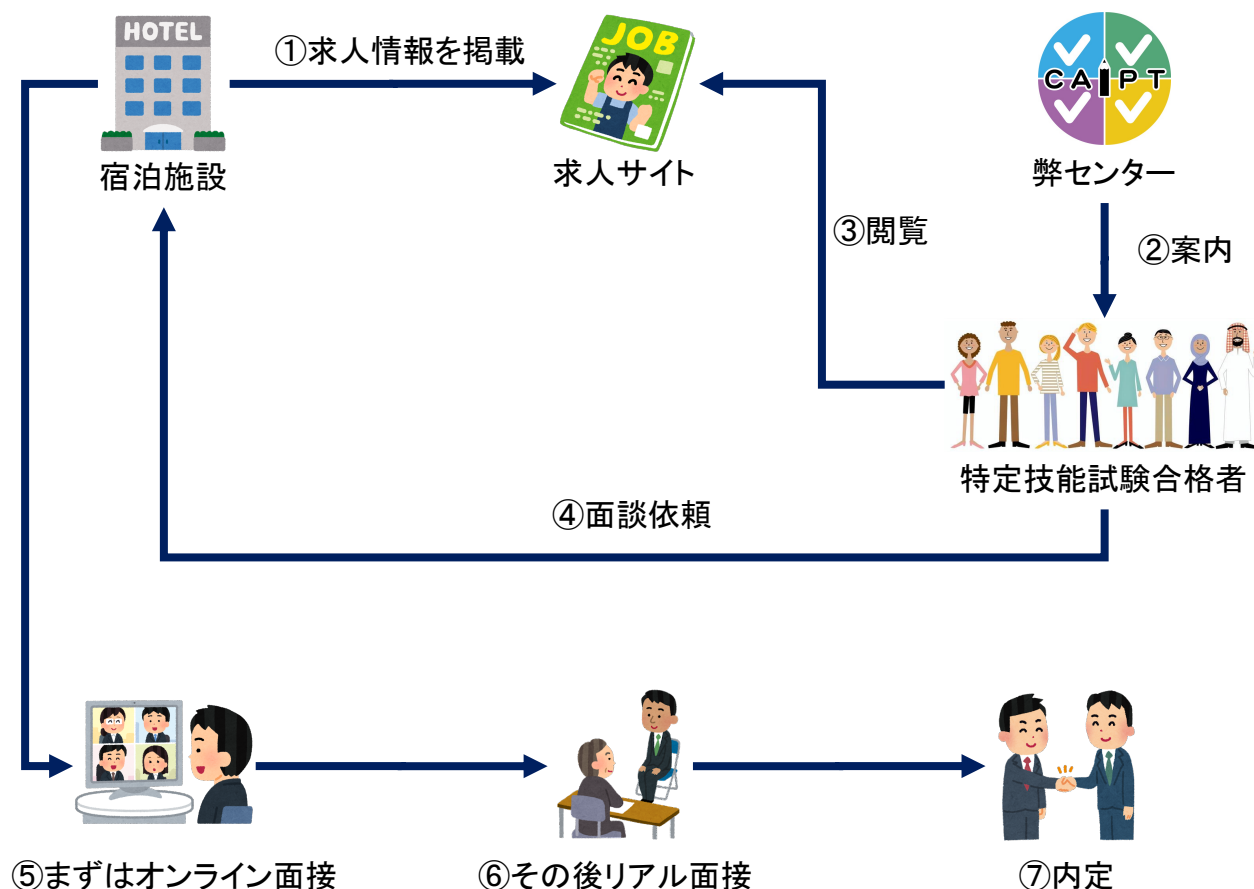
今後は国外での特定技能測定試験を実施する予定ですので、国外在住者とのマッチングも必要になってまいります。

以上のことから「全国でのマッチング会」「オンラインでのマッチング会」は今後外国人材と出会う主流になると考えられます。

求人サイトに掲載し、外国人材からアプローチがあった際、まずはオンラインで面接し、その後リアルな面接に進む、という方法が良いのではないのでしょうか。

今後、各宿泊団体・各都道府県・各組合・各施設でマッチング会を実施（宿泊施設のみ参加する場合に限る）する場合、弊センターはその情報を全合格者にメールで案内いたします。当日の運営は実施主体者におまかせいたします。

※マッチングの運営方法につきましては過去に弊センターが行った際の資料をご用意いたしますので是非参考にして下さい。



弊センターは独自のマッチング会を応援します。

8. オンライン面談の方法

オンライン面接って言うけど、どうすればいいかわカラナイ???

という方も多いと思いますが、ご安心下さい。簡単な方法をご案内いたします。

ちょっと不謹慎な言い方ですが「コロナのおかげ」でオンラインが身近になり、多くの外国人もオンラインには抵抗がなくなっております。

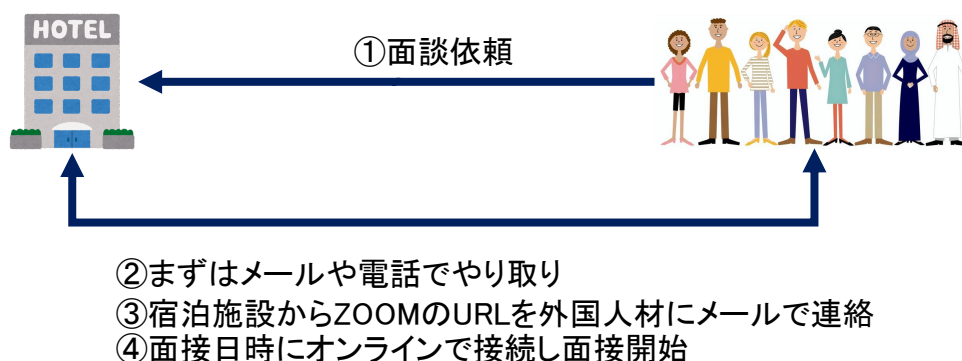
前述の通り、特定技能合格者は全世界に点在しております。外国人は全国各地に行くだけの資金がないため、今後より多くの場面でオンラインが重宝されると思います。これを機会に是非チャレンジしてみてください。

オンライン面接の一例をご紹介します。他の方法もありますので、周りの方にも相談してみてください。

「[ZOOM\(ズーム\)](#)」という言葉を目にしたことはありませんか？オンラインで会話できるアプリの一つがZOOMです。[詳しい導入方法はこちらを御覧ください。](#)

まずはZOOMをインストールしておきます。

外国人材から貴社に面接依頼があった際、まずはメールでやり取りすると思います。そのやり取りの中でオンライン面接できる日時を決めて下さい。ZOOMでその日時でオンライン面接できるように設定し、その情報(URL)を外国人材にメールで連絡して下さい。あとはその日時に外国人が入室してきたら面接を開始できます。いきなり本番というわけには行かないと思いますので、ぜひ社内で練習してみてください。外国人材のためだけでなく、今後様々な場面で必要になるツールですので今のうちに覚えておかれると良いと思います。



オンライン面接にチャレンジしてみてください！

8. 情報をアップデートしてまいります。

外国人材を雇い入れることについてとても簡単にまとめてみました。

まだまだ不安だらけだと思います。

弊センターにご質問をぶつけて頂ければ必ずお答えいたします。そして他の方にもわかるように本誌をアップデートしてまいります。

今後旅行需要が活発化し、今まで以上の忙しさが戻ってくることを期待しております。その中で人手不足でお困りの際には外国人剤の雇入もご検討頂ければ幸いです。

ご質問がございましたら遠慮なくお問い合わせ下さい。

一般社団法人 宿泊業技能試験センター

電話:03-6265-4641 メール:support@caipt.or.jp

ご意見ご質問をお待ちしております。